

# 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

制定  
19生産第9424号  
平成20年3月31日  
農林水産省生産局長通知

最終改正 令和4年12月2日付け 4農振第1904号

## 第1 趣旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 事業の内容

要綱第4第2項に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、その詳細については、第3に定める別記1から別記9までに掲げるとおりとする。

### 1 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び要綱第3の目的を達成する観点から、要綱別表の区分・事業種類の欄の1の（1）の整備を行う事業（以下「整備事業」という。）として、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

### 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

市町村が作成する被害防止計画に基づき、都道府県が主導して行う農地周辺等における広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動及び実施隊員確保のための人材育成活動を実施する事業とする。

### 3 都道府県広域捕獲活動支援事業

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針（平成26年環境省告示第133号）における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、特措法第7条の2第1項の規定に基づく市町村からの要請を受けて林地奥等で実施する広域的に分布又は移動するイノシシ、シカによる農林水産業被害

の防止を目的とした広域な捕獲活動（以下「広域捕獲活動（個体数調整）」という。）、広域捕獲活動（個体数調整）を検討するための生息状況調査等及び捕獲従事者を確保するために行う高度な捕獲技術を有する人材の育成活動を実施する事業とする。

#### 4 鳥獣被害防止対策高度化事業

効果的・効率的な被害対策の実施のため、ICT技術を活用して、加害個体の生息状況や被害発生箇所等のデータに基づく対策の計画策定及び計画に基づく対策の実施を行うとともに、対策の効果を点検し、対策の内容を改善していく、PDCAサイクルに基づく被害防止の取組を実施する事業とする。

#### 5 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月26日付け環境省及び農林水産省取りまとめ）等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

#### 6 鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する。

また、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法を実証・確立するため、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表する取組を実施するものとする。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

#### 7 全国ジビエプロモーション事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した協賛飲食店等とのフェア開催、消費者に対してジビエ関連情報の発信等のプロモーションを実施する事業とする。

#### 8 鳥獣被害防止施設整備促進支援事業

中山間地域等における農作物等被害の低減を図るため、侵入防止柵の設置による被害防除を実施する事業とする。

#### 9 鳥獣被害防止対策促進支援事業

農作物等被害の低減を図るため、中山間地域等における侵入防止柵の設置による被害防除を実施するものとする。

また、ジビエの需要拡大及び利活用促進を図るため、処理加工施設への広域搬入体制のモデル構築、ジビエ料理に関する指導やメニュー開発等の取組を実施する事業とする。

### 第3 事業別事項

1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1

2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2

- 3 都道府県広域捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害防止対策高度化事業：別記4
- 5 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記5
- 6 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記6
- 7 全国ジビエプロモーション事業：別記7
- 8 鳥獣被害防止施設整備促進支援事業：別記8
- 9 鳥獣被害防止対策促進支援事業：別記9

(別記9)

鳥獣被害防止対策促進支援事業

第1 事業の取組等

1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村域において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

(2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

(3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4)で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

(4) 協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

(5) 事業実施主体の範囲

(3)に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。)とする。

(6) 対象地域

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に係る採択要件の欄の6の「農村振興局長が別に定める対象地域であること」の判断については、次のアからシまでに掲げる地域とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された

特定農山村地域

- イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
- エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- カ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- キ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- ク 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- ケ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- コ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
- シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第965号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域

(7) 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426

号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

(8) 生産コスト分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に係る採択要件の欄の7の「受益地内の生産コストの低減が10%以上見込まれること」の判断に当たっては、受益地内の生産コスト分析を実施し、低減される生産コストを十分に検討するものとする。

(9) 地域主体の鳥獣害防止対策

地域主体の鳥獣害防止対策は、別記1の第1の8を準用する。

(10) 周辺景観との調和

周辺景観との調和は、別記1の第1の9を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

(1) 事業の取組

捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入を促進するため、車両での進入が困難、急傾斜地である等、捕獲現場の地理的条件に合わせた実用可能な新たな搬入方法の確立に資する次のアからエまでの取組を実施するものとする。

ア 小型の移動式解体処理車の製作・実証

捕獲地に近い場所で解体処理を行うため、既存の移動式解体処理車(車内で捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等を行うことができる車両)の機能等の問題点を抽出した上で、改良型の車両を製作し、既存の処理加工施設との連携のもと、車両の機能や処理した食肉の品質評価等の実証・展示等を行う。

イ 軽トラックの改造・実証

急傾斜地等の捕獲現場から処理加工施設への搬入を行うため、軽トラック(軽自動車区分に該当する小型トラック)又は保冷車に巻き上げ機(ウインチ)等を実装し、既存の処理加工施設との連携のもと、車両の機能や処理加工施設に搬入した食肉の品質評価等の実証・展示等を行う。

ウ コンテナ式処理施設等の活用・実証

輸送用のコンテナ等を活用し、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等が行える機器等を実装する。

また、実装後のコンテナ式処理施設等を活用し、広域搬入体制の構築や処理した食肉の品質評価等について、実証・展示等を行うとともに、既存の処理加工施設との連携についての検討を行う。

エ 生体搬入方法の実証

囲いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生きたまま処理加工施設へ搬入するための安全性その他の問題点を抽出した上で、運搬に適したおりを製作し、生体搬入の取組や処理した食肉の品質評価、既存の処理加工施設との連携等について、実証・展示等を行う。

(2) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の①に係る事業実施主体の欄

の農村振興局長が別に定めるコンソーシアムとは、次の全ての要件を満たすものとし、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

ア コンソーシアムは、次の構成員により組織されることとする。

(ア) ジビエの広域搬入の促進に資する知見やノウハウ、技術等を有する民間事業者

(イ) 処理加工施設

(ウ) (イ) の処理加工施設が所在する市町村

実証に必要な捕獲個体については、処理加工施設の所在する市町村と連携し、確保できる体制を整備することとする。

また、実証及び展示又は展示のみを行う地区が所在する市町村は参画を必須とする。なお、展示のみが行われる地区が所在する市町村は参画を必須としないが、事業の実施についてあらかじめ調整を行うとともに、助言等を受けられる体制を構築することとし、研究機関や大学、農業協同組合、猟友会等、実証に必要な者が構成員となることは妨げない。

イ コンソーシアムは、実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に係る規約等を定め、かつ、コンソーシアムの全ての構成員がこれに同意していることとする。

(ア) 目的

(イ) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

(ウ) 意思決定の方法

(エ) 解散した場合の地位の承継者

(オ) 知的財産権が発生した場合の取扱方法

(カ) 事務処理及び会計処理の方法及び責任者

(キ) 財産の管理方法

(ク) 公印の管理及び使用の方法及び責任者

(ケ) 会計監査及び事務監査の方法

(コ) (ア) から (ケ) までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

ウ イの規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続において複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

エ コンソーシアムの運営を行うための事務局を置くこと。

オ 本事業を行う意思、具体的な計画及び本事業を的確に実施できる能力を有すること。

### 3 ジビエレストラン拡大事業

#### (1) 事業の取組

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用するとともに、全国的なジビエ利用を推進するため、新たなにジビエメニューを取り扱うレストランその他の飲食店（以下「ジビエレストラン」という。）の拡大に向けた取組を実施するも

のとする。

## (2) 事業実施主体

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の②に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

## 第2 事業の内容等

### 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

#### (1) 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に係る経費・事業内容の欄の1の(1)鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設(受電施設を除く。)及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設(被害防止施設と一体的に整備するものに限る。)を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形(傾斜及び高低差)、樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入(飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入)を防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。

イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備することとする。

ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法(昭和39年法律第170号)等関係法令を遵守し、正しく設置することとする。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置(30ボルト以上の電源から電気を供給する場合)、開閉器(スイッチ)の設置等を行い、安全を確保することとする。

(参照URL : <https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html>)

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号



農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、適切に行うものとする。

(2) 留意事項

留意事項は、別記1の第2の4を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

(1) 事業の内容

ア 小型の移動式解体処理車の製作・実証

事業実施主体は、次の(ア)から(オ)までの全ての取組を実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を抽出し、車両の改良の方向性について意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) 改良型移動式解体処理車の製作

既存の移動式解体処理車の機能等の問題点を解消し、実用可能な改良型の移動式解体処理車を製作する。

(ウ) 改良型移動式解体処理車の機能等の実証

改良型の移動式解体処理車を活用し、既存の処理加工施設との連携のもと、機能が十分発揮しうるか、また、処理した食肉の品質評価等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック(東北地方、関東地方等)の異なる複数地区(2か所以上)で複数回(夏季、冬季等)実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

(エ) 情報発信

(ウ)の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) 改良型移動式解体処理車運用マニュアルの作成

改良型の移動式解体処理車の取扱方法及び捕獲現場や処理加工施設での運用方法、処理した食肉の品質評価等について取りまとめたマニュアルを作成する。

イ 軽トラックの改造・実証

事業実施主体は、次の(ア)から(オ)までの全ての取組を実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

軽トラック又は保冷車を活用した捕獲鳥獣の運搬、処理加工施設への搬入を進めるため、巻き上げ機(ウィンチ)等の設置等の方法について

意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) 軽トラックの改造

捕獲鳥獣の運搬のため、軽トラック又は保冷車にウィンチ等を実装する等の実用可能な改造を行う。

(ウ) 軽トラックの機能等の実証

(イ) により改造した軽トラック又は保冷車について、既存の処理加工施設との連携のもと、機能が十分発揮しうるか、また、施設に搬入された食肉の品質評価等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

(エ) 情報発信

(ウ) の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) 軽トラック改造マニュアルの作成

軽トラック又は保冷車へのウィンチ等の実装方法、改造に当たっての留意事項や捕獲鳥獣の運搬にあたり必要な処理方法、現場で活用するに当たっての注意点、処理した食肉の品質評価等を取りまとめたマニュアルを作成する。

ウ コンテナ式処理施設等の活用・実証

事業実施主体は、次の（ア）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

(ア) 検討会の開催

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するための課題の抽出等について意見交換を行うための検討会を開催する。

(イ) コンテナ等の改造

輸送用コンテナ等を簡易な処理加工施設として活用するため、コンテナ内部に、捕獲鳥獣の剥皮、内臓摘出、解体等が行える機器等の実装を行う。

(ウ) コンテナ等の機能等の実証

(イ) で実装したコンテナ等を活用し、簡易な処理加工施設としての機能が実用可能かどうか、処理した食肉の品質評価等の実証を行うとともに、既存の処理加工施設との連携についての検討を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするた

め、地形的条件等を考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

#### （エ）情報発信

（ウ）の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

#### （オ）コンテナ等活用型処理加工施設設置マニュアルの作成

コンテナ等を活用した簡易な処理加工施設への機器等実装方法、処理加工等作業に関する留意事項、法令等への対応方法、既存の処理加工施設との連携、処理した食肉の品質評価等を取りまとめたマニュアルを作成する。

### エ 生体搬入方法の実証

事業実施主体は、次の（ア）及び（ウ）から（オ）までの全ての取組を実施するものとする。

なお、（イ）については、既存の生体搬入用おりでは実証が困難な場合等に実施するものとする。

#### （ア）検討会の開催

困いわなや箱わなで捕獲した鳥獣を生きたまま処理加工施設へ搬入（以下「生体搬入」という。）するための課題の抽出等についての意見交換を行うための検討会を開催する。

#### （イ）生体搬入用おりの製作

捕獲鳥獣を処理加工施設へ生体搬入するための実用可能な専用おりを製作する。

#### （ウ）生体搬入の実証

既存の生体搬入用のおりや、（イ）で製作したおりを活用し、処理加工施設への搬入や処理した食肉の品質等の実証を行う。

なお、実証に当たっては、全国のより多くの地域で実用可能とするため、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとする。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設や都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとする。

#### （エ）情報発信

（ウ）の実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行う。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を国との協議の上で非公表にできるものとする。

(オ) 生体搬入マニュアルの作成

捕獲現場から処理加工施設への捕獲個体の生体搬入を行うに当たっての通りの使用方法、輸送の安全性の確保、食肉の品質面への影響、処理した食肉の品質評価等の留意事項についてとりまとめたマニュアルの作成を行うものとする。

(2) 実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表3のとおりとする。

(3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他のものに委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

(4) 留意事項

ア 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(ア) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次のaからcまでのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象となる。

- a 事業実施主体自身
- b 100%同一の資本に属するグループ企業
- c 事業実施主体の関係会社

(イ) 利益等排除の方向

- a 事業実施主体の自社調達の場合  
当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。
- b 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合  
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調

達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

c 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。  
また、その根拠となる資料を提出するものとする。

イ 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守らなければならない。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

（ア）本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく農村振興局長に報告すること。

（イ）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

（ウ）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を第三者が利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

（エ）本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

3 ジビエレストラン拡大事業

## (1) 事業の内容

全国的なジビエの消費拡大を図るため、ジビエレストランのシェフ等の調理人への調理指導やメニューの開発支援等を行う。

事業実施主体は、次のア及びイの取組を実施するものとする。

ア 調理人へのジビエの調理実習・メニュー開発・情報発信

(ア) ジビエ調理に長けた指導者によるテストキッチン等における調理の指導・実習・勉強会を全国各地（3地域以上）で実施する。

(イ) ジビエレストランにおけるジビエメニューの提供・販売に向けたメニューの開発等を支援する。また、試作のためのジビエ等を調達・提供する。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）により実施した試作調理やジビエメニュー等に関するアンケート調査や取組結果の分析を行う。

(エ) ジビエメニューの定着に向けたPR資材を作成し、新たにジビエメニューを取り扱うジビエレストラン等に配布するとともに、情報発信を行う。

(オ)（ア）から（オ）までの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

イ ジビエバイヤーズ商談会の実施

(ア) 食肉処理加工施設、地方公共団体、卸売業、流通業、食品メーカー、個人飲食店等による商談会（以下「ジビエバイヤーズ商談会」という。）を実施し、食肉処理加工施設等とジビエレストランとのマッチングを実施する。

(イ) ジビエバイヤーズ商談会に関する取組結果の分析を行う。

(ウ)（ア）及び（イ）の取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

## (2) 実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

ウ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表4のとおりとする。

## (3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

## (4) 留意事項

事業実施主体及びジビエレストランは、ジビエレストラン拡大事業を的確かつ効果的に実施するため「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドラ

イン)」を遵守するとともに、必要に応じて、国産ジビエ認証施設などの協力を得るものとする。

### 第3 交付額等

#### 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(3)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価(消費税を除く。)は、次に掲げるとおりとする。

##### ア 新規整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵 (1段当たり)	148	391
	電気柵シート (地際補強)	254	673
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵 (ロール状)	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1,290	3,000
シカ (イノシシ用を兼ねる。)	金網柵 (ロール状)	2,790	7,620
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1,950	4,530

##### イ 再編整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価 (円/m) (直営施工で資材費のみの定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の場合)

獣種共通	電気柵（1段当たり）	2 5	2 2 5
	ネット柵	1 9 2	1, 6 1 2
イノシシ	金網柵（ロール状）	2 9 6	2, 7 2 6
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	1 9 2	1, 6 1 2
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵（ロール状）	4 3 0	3, 7 1 0
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	2 8 6	2, 4 2 6

#### ウ 既設柵の地際補強

既設柵の種類	上限単価（円/m） （直営施工で資材費のみの定額交付の場合）	上限単価（円/m） （左記以外の場合）
ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵	8 2 6	2, 0 6 5

注1：鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4 m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、通電性を有するものとし、幅1 m以内とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5 mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。



- ・金網柵については、金網の径をφ 2 mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。

注2：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注3：第2の1（1）において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

注4：再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

注5：既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。

## （2）地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の（1）の上限単価を超える事業については、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1（1）で準用する別記1の第4の1の（4）に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

## 2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（8）の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、200,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①から④までに掲げる取組ごとの限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

## 3 ジビエレストラン拡大事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（8）の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、70,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①及び②に掲げる取組ごとの限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

## 第4 事業の実施等の手続

### 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

#### （1）事業の実施手続

事業の実施手続は、別記1の第4の1を準用するものとする。

#### （2）事業実施計画の作成等

- ア (1) で準用する別記1の第4の1の(2)に定める事業実施計画にあつては、別表1の1の整備事業(新規整備)及び整備事業(既設柵の地際補強)に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表1の1の整備事業(再編整備)に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。
- イ (1) で準用する別記1の第4の1の(3)に定める都道府県計画にあつては、別記様式第6号により、(1)で準用する別記1の第4の1の(2)に定める広域都道府県域計画にあつては、別記様式第9号の別添により作成するものとする。
- ウ (1) で準用する別記1の第4の1の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記様式第9号により行うものとする。
- エ ア及びイの作成に当たっての留意事項は別表2に定めるところによるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、別記1の第4の3の規定を準用する。

(4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体(以下「広域都道府県域事業実施主体」という。)にあつては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあつては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

(5) 管理運営

管理運営は、別記1の第4の5の規定を準用する。

(6) 事業名等の表示

事業名等の表示は、別記1の第4の6の規定を準用する。

2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

(1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更にあつては、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

(2) 事業実施計画の作成

(1) のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第11号によるものとする。

(3) 事業実施計画の重要な変更

(1) のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の①に係る経費・事業内容の欄に掲げる①から④の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止、事業実施主体の変更、第2の2(1)アの(イ)、第2の2(1)イの(イ)、第2の2(1)ウの(イ)、第2の2(1)エの(イ)に係る事業実施計画の変更とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第11号によるものとする。

#### (4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第12号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

### 3 ジビエレストラン拡大事業

#### (1) 事業の実施手続

ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

#### (2) 事業実施計画の作成

(1) のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第13号によるものとする。

#### (3) 事業実施計画の重要な変更

(1) のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の②に係る経費・事業内容の欄に掲げる①と②の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減及び事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止、事業実施主体の変更とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第13号によるものとする。

#### (4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第14号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

## 第5 事業実施状況の報告

### 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

(1) 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域

事業実施主体にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

(2) 地方農政局長及び都道府県知事は、(1)の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

## 2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式15号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

## 3 ジビエレストラン拡大事業

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式16号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するものとする。

# 第6 事業の評価

## 1 中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業

### (1) 事業評価

事業評価は、別記1の第6の1を準用する。

### (2) 改善計画

改善計画は、別記1の第6の2を準用する。

## 2 ジビエ広域搬入モデル実証支援事業

事業実施主体は、事業実施計画に定めた事業内容の達成状況について自ら評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

## 3 ジビエレストラン拡大事業

事業実施主体は、事業実施計画に定めた事業内容の達成状況について自ら評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

## 第7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記1の第7を準用する。

## 第8 推進指導等

### 1 推進指導

国及び都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

### 2 事業の適正な執行の確保

(1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。

(2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

## 第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和5年3月31日までとする。

## 第10 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第10の規定を準用する。

別表 1

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
整備事業（新規整備）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的</li> <li>2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携</li> <li>3 事業に係る項目 施設名、対象獣種、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止施設整備促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、生産コスト分析及び費用対効果分析に関する項目</li> <li>5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況</li> </ol>
整備事業（再編整備）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的</li> <li>2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携</li> <li>3 再編整備に取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、再編整備計画（対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容）、再編整備計画図、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止施設整備促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、生産コスト分析、費用対効果分析及び経済性の評価 注 再編整備計画については、（別添）再編整備計画書を参考とする。</li> </ol>
整備事業（既設柵の地際補強）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的</li> <li>2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携</li> <li>3 地際補強に取り組む場合の項目 既存施設の概要（造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備状況）、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止施設整備促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の</li> </ol>

	<p>内容、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与、生産コスト分析及び費用対効果分析に関する項目</p> <p>5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況</p>
--	--

## 2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
整備事業	<p>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村</p> <p>2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携</p> <p>3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与(鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭数等も明記)、鳥獣被害防止総合支援事業・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・鳥獣被害防止施設整備促進支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</p> <p>4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項</p> <p>5 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況</p>

## 3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
整備事業	<p>1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携</p> <p>2 実施時期に係る項目</p> <p>3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量</p> <p>4 管理に係る項目 管理主体者、維持管理状況</p> <p>5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率</p> <p>6 事業効果、評価に係る項目 定量的な事業効果(他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与等も踏まえて記載すること)、定量的な経営状況、事業実施主体の評価</p> <p>7 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況</p>

## 再編整備計画書

## 1. 事業実施主体等に係る項目

## (1) 事業実施主体

## (2) 構成市町村

## (3) 事業の目的

## 2. 被害防止計画の作成状況等

## (1) 被害防止計画の作成状況

## (2) 他計画との連携

## (3) 近隣市町村等との連携

## 3. 再編整備計画等

## (1) 既存施設の概要

造成年度	施設の構造等	財産台帳の整備状況
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

## (2) 再編整備計画

対象 鳥獣	受益戸数 ※1	受益 面積 ※2	実施内容	事業費	負担区分				
					国庫 補助	都道 府県費	市町 村費	その他	補助率
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	円	円	円	円	円	<input type="text"/>

※1 受益戸数は既存施設造成時の受益戸数を基本とする。

※2 再編整備により変更となる場合には、その面積を記載するものとし、基本的に費用対効果分析に使用する受益面積とする。

## (3) 再編整備計画図

## 4. 他の取組及び事業等との連携

## 5. 利用計画

## 6. 維持管理

## 7. 一体的に整備する捕獲機材の内容



8. 有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与

--

9. 生産コスト分析

--

10. 費用対効果分析

--

11. 経済性の評価

新規整備の経済性の評価	再編整備の経済性の評価
-------------	-------------

別表2 事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の施設の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設の設置期間が妥当であること。
3 生産コスト分析の算出プロセス、根拠が適切であること。また、生産コストの低減率が10%以上であること。なお、生産コストの低減率の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。
4 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。 再編整備を取り組む場合は、上記の他、施設の耐用年数を考慮した投資効率（費用対効果）とすること。
5 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
6 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
7 附帯施設について、不要なものがないこと。
8 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
9 管理規程等により施設が将来にわたり適正に管理できる体制となっていること。
10 施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
11 用地が確保されていること。
12 施行方法の選択が適切にされていること。
13 入札の方法に関する知識を有していること。
14 地元関係者との合意形成が図られていること。
15 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表3

ジビエ広域搬入モデル実証支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設備備品費	<p>事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得単価が50万円以上の設備、備品については、2社以上の見積書（当該設備を販売する社が1社しか存在しない場合を除く。）及びカタログ等を提出すること。</li> <li>・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
事業費	<p>(会場借料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</li> </ul> <p>(通信・運搬費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費</li> </ul> <p>(借上費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器等借り上げ経費</li> </ul> <p>(印刷製本費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費</li> </ul> <p>(資料購入費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切手は物品受払簿で管理すること。</li> <li>・電話等の通信費については、基本料を除く。</li> <li>・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。</li> </ul>

	(原材料費) ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	
	(消耗品費) 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記憶媒体・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	
旅 費	(委員等旅費) ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	(調査等旅費) ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。</li> <li>・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。</li> <li>・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。</li> <li>・実証に必要な野生鳥獣の捕獲については、必要な許可を受けた上で捕獲するものとし、実働に応じた対価として謝金を支払うものとする。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、有害捕獲として捕獲した個体を利用する場合は、捕獲活動経費と重複で支払うことのないようにすること。</li> </ul>
賃 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。</li> <li>・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。</li> <li>・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。</li> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</li> <li>・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</li> </ul>
役 務 費	<p>事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費、振込手数料等</p>	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別表 4

ジビエレストラン拡大事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設 備 備 品 費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消 耗 品 費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。</li> <li>・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。</li> <li>・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。</li> </ul>
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。</li> <li>・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。</li> </ul>
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。</li> <li>・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。</li> </ul>
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記9の第4の1の（1）関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業））の都道府県事業実施計画の協議（変更協議）について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記9の第4の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、要領別記9の別記様式第6号の都道府県計画を添付すること。
  - 2 当該事業の内容が分かる資料を添付すること。
  - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更後が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。



別記様式第2号（別記9の第5の1の（3）関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止対策促進支援事業  
（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業））の  
事業実施状況報告（令和〇〇年度）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事  
氏名

〔又は  
所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記9の第5の1の（3）の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、別記9の別記様式第7号を添付する。  
2 広域都道府県域事業実施主体（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業））の添付する別添にあつては、別記9の様式第9号に準ずるものとする。

別記様式第3号（別記9の第6の1の（1）関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止対策促進支援事業  
（中山間地域等鳥獣被害防止施設等整備事業））の  
評価報告（令和〇〇年度）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事  
氏名

〔又は  
所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記9の第6の1の（1）の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、要領別記9の別記様式第8号を添付する。  
2 広域都道府県域事業実施主体にあつては、要領別記8の別記様式第10号を添付する。

別記様式第4号（別記9の第6の1の（2）関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕  
又は  
〔〇〇県（都道府）知事 殿〕

〇〇県（都道府）知事

氏名

〔又は  
所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者〕

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業））に関する改善計画について

令和〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画  
（改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (年)	基準年 度の実績 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)		
被害防止計画 (被害の軽減 目標)	被害金額 (千円)								
	被害面積 (ha)								

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。  
 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。  
 3 各指標ごとの合計も記載すること。  
 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

#### 4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。なお、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の取組を総合的に実施するため、各取組における記載例を以下に示す。)

##### 【記載例】

効果的な鳥獣対策を行うための改善方策として、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の取組を総合的に実施するよう、事業内容の見直しを行う。

##### ○有害捕獲に関する事項

- ・捕獲体制の整備[目的：被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築]

実施イメージ：農作物被害の多くを占める〇〇の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保（技術向上）のための〇〇の捕獲に特化した研修等を実施。

- ・捕獲機材の整備[目的：捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備]

実施イメージ：構築された捕獲体制における〇〇の捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。

- ・生息状況調査の実施[目的：被害を与える鳥獣の生息状況の把握]

実施イメージ：〇〇の捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。

##### ○被害防除に関する事項

- ・侵入防止柵の整備[目的：被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備]

実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵

の整備（現行整備率50%⇒目標整備率100%）を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における研修会を実施。

- ・ 追い払い活動の実施[目的：効果的・継続的な追い払いによる被害防除]

実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制（チーム）を構築し、〇日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。

- ・ 被害状況調査の実施[目的：地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]

実施イメージ：地域の代表者等へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。

#### ○生息環境管理に関する事項

- ・ 緩衝帯の整備[目的：鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]

実施イメージ：〇〇の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯（〇 ha）を整備するとともに、地域内の耕作放棄地（〇ha）の刈り払いを実施。

- ・ 放任果樹の除去[目的：地域のえさ源対策として放任果樹等を除去]

実施イメージ：地域内の見廻りを定期的実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施。

## 5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第5号（別記9の第4の1の（4）関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕  
又は  
〔〇〇県（都道府）知事 殿〕

所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者 役職 氏名  
又は  
〔〇〇県（都道府）知事〕  
氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業））の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第6号(別記9の第4の1の(1)関係)

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

I 事業内容

1 事業費等

事業費	円	(うち交付金	円)	都道府県名	〇〇県(都道府)	管内市町村数
				事業実施年度	令和 年度	被害防止計画作成数(協議中含む)
						(令和 年 月 末時点)

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての方針を記述するものとし、記載例を以下に示す。)

【記載例】

県は、市町村に対し、鳥獣対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するよう指導する。

○有害捕獲に関する事項

- ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築]
- ・捕獲機材の整備[目的:捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備]
- ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握]

○被害防除に関する事項

- ・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備]
- ・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除]
- ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]

○生息環境管理に関する事項

- ・緩衝帯の整備[目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]
- ・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去]

4 県(都道府)の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

(事業概要)

(1)鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要

別紙1

(2)被害防止計画の概要

別紙2

(事業の経費の配分)

(円)

整備交付金	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考

(都道府県附帯事務費)

(円)

附帯事務費	事業費	交付金	取組内容
			(内訳を記載すること。)

注1:取組内容については、農林振興局長が別に定める附帯事務費の速達基準により記載する。

注2:取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。

注3:事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の欄に(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。







事業実施主体名	鳥獣被害防止施設

別記様式第7号(別記9の第5の1の(3)関係)

鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

事業費	円	(うち交付金)	円	都道府県名	〇〇県(都道府)
				事業実施年度	令和 年度

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。)

3 都道府県が行った事業促進の取組

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての計画した方針の実施状況を記述するものとし、記載例を以下に示す。)

【記載例】

〇 県は、市町村に対し、鳥獣対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するよう指導する。

〇 有害捕獲に関する事項

- ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築]
- ・捕獲機材の整備[目的:捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備]
- ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握]

〇 被害防除に関する事項

- ・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備]
- ・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除]
- ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]

〇 生息環境管理に関する事項

- ・緩衝帯の整備[目的:鳥獣を寄せ付けずに緩衝帯を整備]
- ・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去]

4 事業の実施状況の概要

(事業の実施状況を記述すること。)

5 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効果的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。)

(事業概要)

(1)鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要

別紙1

(2)被害防止計画の概要

別紙2

(事業の経費の配分)

整備交付金	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考

(都道府県附帯事務費)

附帯事務費	事業費	交付金	取組内容
			(内訳を記載すること。)

注1:取組内容については、農村振興局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。

2:取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。

3:事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の範囲内で記載する。



(別紙2) (2)被害防止計画の概要

1 事業実施主体等 3 被害防止計画の概要

事業実施主体名 (参画協議会名)	構成市町村名	事業の種類	事業計画の 内容	被害金額の軽減目標				被害面積の軽減目標				被害所長が目標達成 が見込まれないと判断 した場合の理由	削減所長が目標達成 が見込まれないと判断 した場合の削減率 等の削減内容	備考		
				対象鳥獣	現状値 (〇年度) (万円)	目標値 (〇年度) (万円)	(備考) 軽減率 (%)	実績 (〇年度) (万円)	対象鳥獣	現状値 (〇年度) (ha)	目標値 (〇年度) (ha)				(備考) 軽減率 (%)	実績 (〇年度) (ha)
合 計																

注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連帯型は2を記入する。

注2: 事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合は1、推進事業の場合は2、整備事業の場合は3を記入する。

事業実施主体名	鳥獣被害防止施設

別記様式第7号別紙2関係様式  
鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

事業実施主体名	市町村名	地区名	竣工年月日	侵入防止柵の種類・設置距離	事業費(円)	国費(円)	被害金額(円) 被害面積(m) 被害量(kg)	被害が生じた場合の要因と事業実施主体等が講じた対応策	事業実施主体等が講じた設置にか かる指導内容	事業実施主体等 が行っている維持 管理方法	事業実施主体等 における維持管理 状況	都道府県における 点検・指導状況	その他

別記様式第8号(別記9の第6の1の(1)関係)

鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の評価報告(令和〇〇年度報告)

〇〇県(都府道)

1 被害防止計画の作成数、特徴等

2 事業効果の発現状況

地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3 被害防止計画の目標達成状況

被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (出願者名)	対象 地域	実施 年度	対象 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用 開始	利用率・ 稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績				第三者の意見	都道府県の評価	
										被害金額 目標値/実績値	達成率	被害面積 目標値/実績値	達成率			
									(記載例)							
									<鳥獣被害防止施設> ・集落と山の境目で、インシツ、シカ、サルによる火傷、田畑等の野菜類の被害が多発していたことから、農路等の指定管理鳥獣捕獲等事業と連携しつつ、緊急捕獲活動支援事業を活用し山中において猟友会が有害捕獲を行うとともに、集落を囲うように山際に侵入防止柵を設置、侵入柵となる山側に道路に設置する捕獲柵の設置と知シツアムAの活用、地域農家がより山際に侵入防止柵を設置し、山間部における鳥獣被害の発生を抑えること、インシツ、シカ、サルによる被害の発生を抑制すること、インシツの有害捕獲捕獲頭数は20%増加、シカの有害捕獲捕獲頭数は85%増加(施設整備)の令和〇〇年度では年間の有害捕獲捕獲頭数はインシツで100頭、シカで200頭、令和〇〇年度では年間の有害捕獲捕獲頭数はインシツで120頭、シカで230頭、なお資料による捕獲頭数は施設整備前後で捕獲頭数に變化なし。							

注1:被害金額及び被害面積の目標値については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。  
 注2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。  
 注3:事業効果は記載例を参考とし、数値等とともに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載すること。  
 注4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経過状況も詳細に記載すること。  
 注5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。  
 5 都道府県による総合的評価





別記様式第9号（別記9の第4の1の（1）関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
（北海道にあつては農林水産省農村振興局長）  
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業）の実施計画の協議（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記9の第4の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。  
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添1)

○鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業）（広域都道府県域計画（又は実績））関係

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分				備考
			国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業）	鳥獣被害防止施設	円	円	円	円	円	

- 注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。  
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

2 事業の目的

--

3 計画の作成状況

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の規定に基づく被害防止計画の作成 ア 広域市町村域内の市町村が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごとに作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注) 被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく防除実施計画の作成	

(注) 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会の概要

協議会の名称及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

(注) 協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容
<p>【記載例】</p> <p>○有害捕獲に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲体制の整備[目的：被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築]</li> <li>実施イメージ：農作物被害の多くを占める○○の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保（技術向上）のための○○の捕獲に特化した研修等を実施。</li> <li>捕獲機材の整備[目的：捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備]</li> <li>実施イメージ：構築された捕獲体制における○○の捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。</li> <li>生息状況調査の実施[目的：被害を与える鳥獣の生息状況を把握]</li> <li>実施イメージ：○○の捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。</li> </ul> <p>○被害防除に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>侵入防止柵の整備[目的：被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備]</li> <li>実施イメージ：○○の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵の整備（現行整備率50%&gt;目標整備率100%）を早期に進める。また、併せて正しい設置方法における研修会を実施。</li> <li>追い払い活動の実施[目的：効率的・継続的な追い払いによる被害防除]</li> <li>実施イメージ：○○の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制（チーム）を構築し、○日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。</li> <li>被害状況調査の実施[目的：地域における被害状況及び加害鳥獣の把握]</li> <li>実施イメージ：地域の代表者等へのアンケートや農関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。</li> </ul> <p>○生息環境管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緩衝帯の整備[目的：鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]</li> <li>実施イメージ：○○の農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯（Oha）を整備するとともに、地域内の耕作放棄地（Oha）の刈り払いを実施。</li> <li>放任果樹の除去[目的：地域のえさ源対策として放任果樹等を除去]</li> <li>実施イメージ：地域内の見廻りを定期的に実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施。</li> </ul>

(注1) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。

(注2) 記載に当たっては、記載例を参考とし、地域における取組における取組内容を有害捕獲・被害防除・生息環境管理の取組毎に詳細に記載すること。

5 事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況						中山間地に該当するか	備考
		山村	過疎	特農	半島	離島	棚田		

(注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

(注) 2 中山間地に該当するか否かの欄は、6法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域（水田地帯を除く）、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け19等計第956号）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は○を記入すること。

(2) 侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 (B)	整備計画面積 (C)	整備予定率 (A+C) / (A+B)	備考
侵入防止柵		ha (m)	ha (m)	ha (m)	%	

(注) 整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				交付率	備考
					国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

(注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入すること。

2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

3 侵入防止柵の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1m当たり単価、柵の仕様分かる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。

4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。

5 「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領」（平成20年3月31日付け19生産第9424号生産局長通知）別記7第1の8に基づき、生産コスト低減に係る資料を添付すること。

6 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。

7 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。

8 事業実施状況報告を提出する場合にあっては、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

6 添付書類

(1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）

(2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

(3) 被害防止計画

(注) 被害防止計画については、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを3の(1)に記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第10号（別記9の第6の1の（1）関係）

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の実績値(A)	目標値(B)	目標年(年度)の実績値(C)	達成率(%) $A - C / A - B$	備考

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4. 総合評価

(コメント)

5. 第三者の意見

(コメント)

- (注) : 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記9の第6の1の（2）に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
- 2 3の事業効果には、別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設を整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

別記様式第11号（別記9の第4の2の（2）、第4の2の（3）関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記9の第4の2の（2）（別記9の第4の2の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

## ○ ジビエ広域搬入モデル実証支援事業（事業実施計画）

## 1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
		円	円	円	
	計				

注：①事業名の欄には、小型の移動式解体処理車の製作・実証、軽トラックの改造・実証、コンテナ式処理施設等の活用・実証、生体搬入方法の実証のいずれかの取組を記載する。

②事業内容の欄には、要領別記9の第2の2（1）のア～エまでの取組の（ア）～（オ）について記載する。2つ以上の取組を実施する場合は、それぞれの取組の（ア）～（オ）について記載する。

③備考欄には、事業費欄に記載した額の積算根拠について詳細に記載する。なお、別紙とすることも可とする。

④事業の委託を行う場合は、要領別記9の第2の2（3）に定める記載事項を備考欄に記載する。

⑤仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇円、うち国費〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

--

3-1 事業の内容（小型の移動式解体処理車の製作・実証）

(1) 検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

(2) 改良型移動式解体処理車の製作

既存の移動式解体処理車の問題点	対応	備考

(3) 改良型移動式解体処理車の機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

(4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考



--	--	--	--

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

(5) 改良型移動式解体処理車運用マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備考

(6) スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：(1)～(5)の取組ごとに記載する。

3-2 事業の内容（軽トラックの改造・実証）

(1) 検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

--	--	--	--	--

(2) 軽トラックの改造

改造の内容	対 応	備 考

(3) 軽トラックの機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備 考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

(5) 軽トラック改造マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備 考

(6) スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月


注：(1)～(5)の取組ごとに記載する。

### 3-3 事業の内容（コンテナ式処理施設等の活用・実証）

#### (1) 検討会の開催

##### ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

##### イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

#### (2) コンテナの改造

改造の内容	対応	備考

#### (3) コンテナの機能の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

#### (4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備考

--	--	--	--	--

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

(5) コンテナ活用型処理加工施設設置マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備考

(6) スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：(1)～(5)の取組ごとに記載する。

3-4 事業の内容（生体搬入方法の実証）

(1) 検討会の開催

ア 検討会の概要

検討会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

イ 検討会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

--	--	--	--	--

(2) 生体搬入用おりの製作

生体搬入向けの（改造）内容	対 応	備 考

(3) 生体搬入の実証計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4) - 1 情報発信（展示）計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	内容	備 考

(4) - 2 情報発信（その他）計画（又は実績）

情報発信の手段	発信する内容	備 考

注：情報発信の手段欄には、活用する媒体（HP、SNS、業界紙等）を記載する。

(5) 生体搬入マニュアルの作成

記載項目	記載内容	備 考

(6) スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月


注：(1)～(5)の取組ごとに記載する。

#### 4 添付書類

- (1) 事業実施主体（コンソーシアム）が作成した各種規約
- (2) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第12号（別記9の第4の2の（4）関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証事業）の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第13号（別記9の第4の3の（2）、第4の3の（3）関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記9の第4の3の（2）（別記9の第4の3の（3））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。



## ○ ジビエレストラン拡大事業（事業実施計画書）

## 1 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫交付金	事業実施主体	
1. ジビエ料理の指導等 2. メニュー開発支援等 3. レストラン定着への周知等 4. ジビエバイヤーズ商談会等 5. 報告書等 6. その他（ ）	円	円	円	
計				

## 2 事業の目的

## 3 事業の内容

(1) 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

(2) ジビエ料理の指導等の概要

(3) メニュー開発支援等の概要

(4) レストラン定着への周知等の概要

(5) ジビエバイヤーズ商談会の概要

--

(6) 報告書の作成

報告書等の作成の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	備考

(7) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・・・												
2・・・												
3・・・												

注：取組内容は事業内容と整合をとる。

(8) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：(2) から (5) までのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第14号（別記9の第4の3の（4）関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業(ジビエレストラン拡大事業)  
の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第15号（別記9の第5の2関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ広域搬入モデル実証支援事業）  
事業実施状況報告書  
（令和〇〇年度）

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記9の第5の2の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第11号に準ずるものとする。

別記様式第16号（別記9の第5の3関係）

鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエレストラン拡大事業）  
事業実施状況報告書  
（令和〇〇年度）

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記9の第5の3の規定により別添のとおり報告する。

（注） 別添様式については、別記様式第13号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに実施した事業に関して平成30年3月31日までに行われる別記3第2の2の(2)の確認等については、別記3第2の2の(2)の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

この通知は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

附 則

この通知は、令和4年12月2日から施行する。